

会津坂下町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和8（2026）年3月

会津坂下町

目次

1	はじめに.....	1
2	背景.....	2
	（1）本計画策定の背景.....	2
	（2）区域の特徴.....	4
3	計画期間.....	5
4	推進体制.....	5
5	温室効果ガス排出量の推計・要因分析.....	5
6	計画全体の目標.....	7
7	温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策.....	7
	（1）再生可能エネルギーの導入促進.....	8
	（2）省エネルギー対策の推進.....	8
	（3）区域環境の整備.....	9
	（4）循環型社会の形成.....	9
8	本計画の実施及び進捗管理等.....	10
	（1）実施.....	10
	（2）進捗管理・評価.....	10
	（3）見直し.....	10
	用語解説.....	11

1 はじめに

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガス※¹の排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

世界各地で発生する大規模な山火事や洪水など、地球温暖化によるとされる気候変動の影響が大きくなっています。また、会津坂下町（以下「町」という。）においても、集中豪雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の上昇による熱中症対策など、気候変動による影響を実感することが増えてきました。

町では、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきましたが、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「会津坂下町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）をこの度策定いたします。

令和8（2026）年3月

2 背景

(1) 本計画策定の背景

ア 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

イ 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定^{※2}が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素（CO₂）排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのネット・ゼロ^{※3}を目標として掲げる動きが広がりました。

ウ 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、

さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画※4が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。また、同計画においては、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割についても明記されています。

表1 2030年度及び2040年度における温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素※5の部門別の排出量の目安

(単位：百万t-CO₂)

	2013年度 実績 ¹	2030年度 ² (2013年度比)	2040年度 ³ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約14 (▲31%)
代替フロン等4ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲60%)	約6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	-	▲47.7	▲約84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	-	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で、2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

1 2013年度実績については、2024年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022年度）に従い、地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。

2 2030年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値

3 2040年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく2040年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。

- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
 - 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
 - 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃の4種類の温室効果ガスについては暦年値
 - 7 2040年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）第3章第2節3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値
- 出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料1
<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

エ 町における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

町においては、地域特性を活かした温室効果ガス排出量の削減等の取組を行ってきましたが、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

（2）区域の特徴

以下に示す町の自然的・社会的条件を踏まえ、本計画に位置付けるべき施策の整理を行います。また、他の関係行政施策との整合を図りながら、地球温暖化対策に取り組むこととします。

ア 区域の概要

町は福島県の西北にある会津盆地の西部に位置し、東部の東端を阿賀川、中央を旧宮川が貫流し、西部丘陵地の谷間をぬって只見川が北流し、東部平坦地は、豊かな水資源に恵まれており、総面積は91.59km²です。

土地利用については、田畑約38%、宅地約5%で残り約57%が山林、原野、その他となっております。町の中心部を除いては集落単位で住宅地が点在しています。

イ 気候概況

日本海側内陸性気候に属し、冬は寒く、夏は高温多湿という内陸盆地特有の様相を呈しています。特に冬期間は降雪量も多く、年間平均降水量は1,470mm前後で推移しています。

ウ 人口と世帯数

令和7年11月30日現在で、住民基本台帳に基づく人口13,918人、5,833世帯となっています。

人口は年々減少し、他市町村と同様に少子化・高齢化が急速に進んでいます。

エ 区域の産業の動向

町を貫流する河川流域の拓けた沃野では、古くから基幹作物である上質な米を生産してきました。また、発酵産業をはじめとした各種産業も古くから盛んで、小規模な事業所が町内に点在しているほか、工業団地も整備されており、堅実な産業基盤が整っています。

3 計画期間

本計画は、2018 年度を基準年度、2030 年度を目標年度とし、計画期間は、策定年度である 2025 年度から 2030 年度までとします。

2018	...	2025	2026	...	2030	...	2050
基準年度		策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討		目標年度		長期目標
		← 計画期間 →					

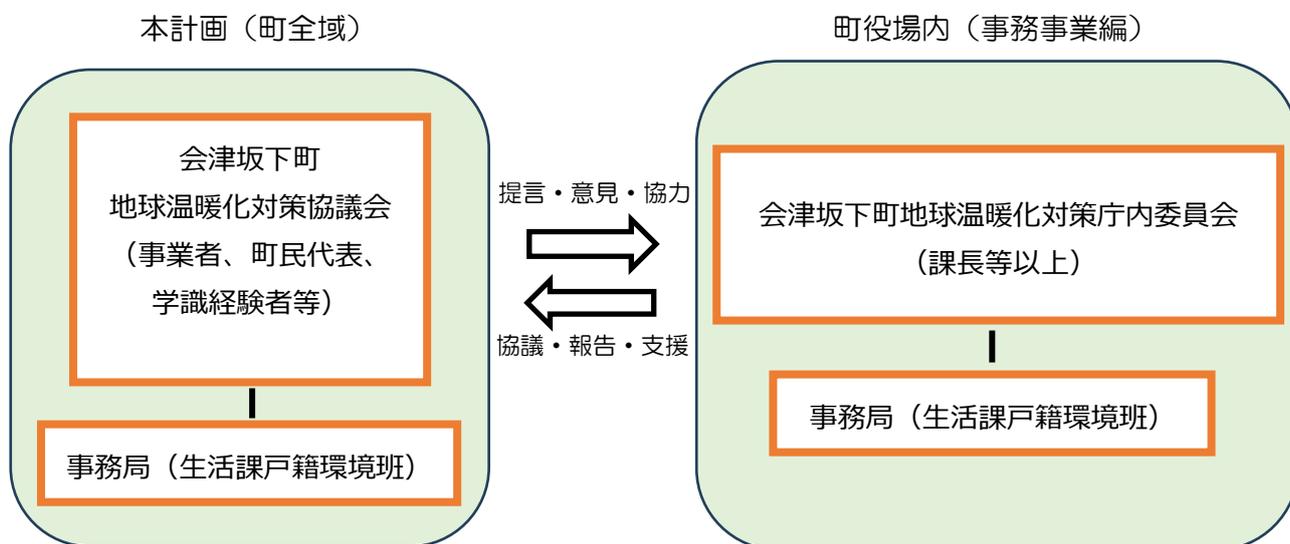
図1 基準年度、目標年度及び計画期間

4 推進体制

本計画の推進体制として、町内の事業者、町民代表、学識経験者等による会津坂下町地球温暖化対策協議会を設置し、関係する多くの方々が参画する横断的な体制を構築・運営します。

また、町長を頂点とする町役場内の地球温暖化対策庁内委員会とも連携を図り、対策をより強力に推進します。

図2 本計画の推進体制イメージ



5 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

町では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ」に掲載された値を基に、本計画が対象とする部門・分野の温室効果ガスの現況推計を行います。町における現況推計結果は次のとおりです。

運輸部門が最も多く、とりわけ自動車 31 千 $t-CO_2$ で 35% となっており、次いで家庭部門の 21 千 $t-CO_2$ となっています。

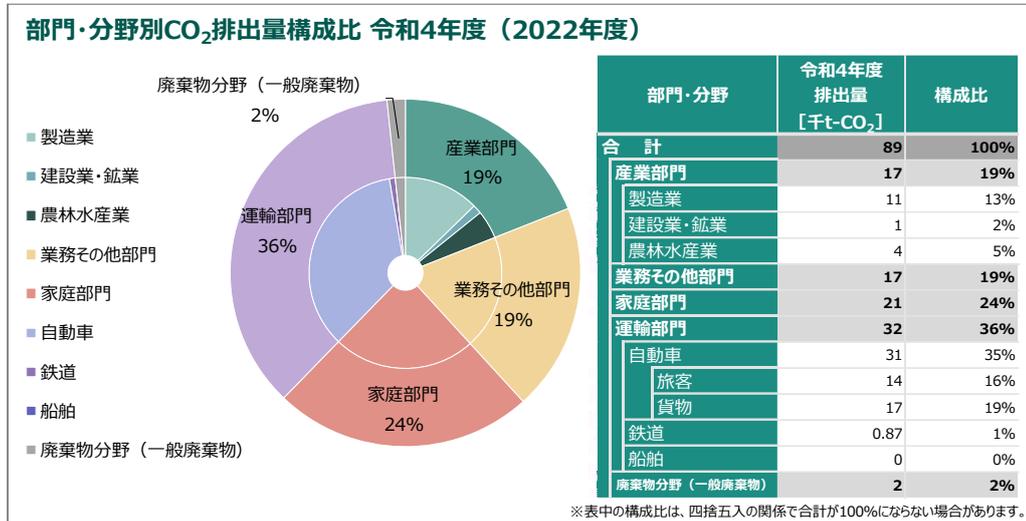


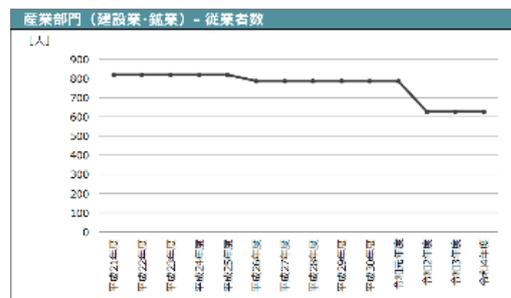
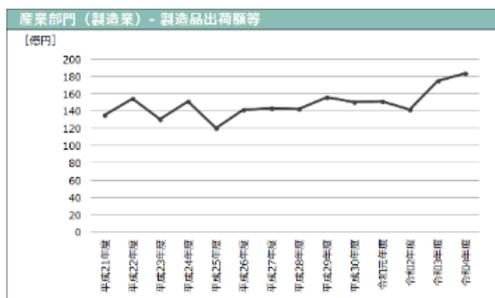
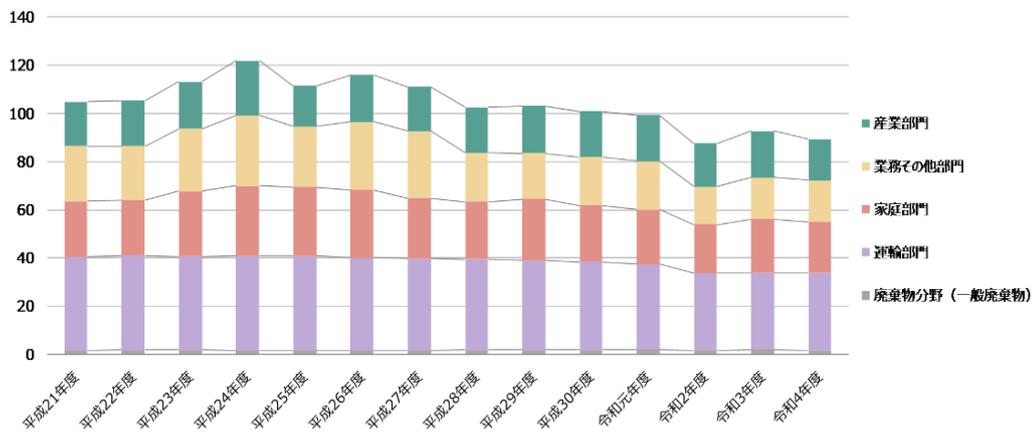
図3 自治体排出量カルテによる排出量

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html>

4) 部門・分野別CO₂排出量の推移

[千t-CO₂]



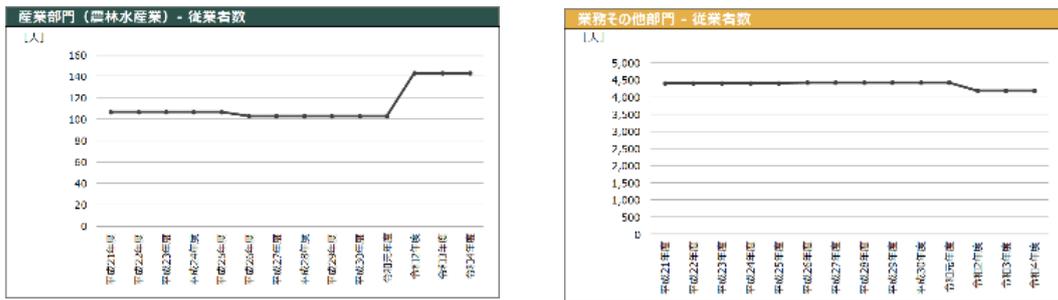


図4 自治体排出量カルテによる部門別排出量

出典：環境省「自治体排出量カルテについて」

<https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html>

町の温室効果ガスの排出量には以下の特徴があります。

- ・運輸部門の排出量比率が高く、次いで家庭からの排出量が高い状況にあります。しかし、近年の取組の結果、排出量は全体的に減少傾向にあります。

6 計画全体の目標

本計画で定める計画全体の削減目標は、福島県の排出目標の割合※を参考に設定しました。（※福島県 2025 年カーボンニュートラル重点対策加速化事業計画より）

表2 町における総量削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：千 t-CO ₂)	2018 年度 (基準年度)	2030 年度 (目標年度)	削減目標 (基準年度比)
合計	101	47.5	47%
産業部門	19	6.8	36%
業務その他部門	20	12.8	64%
家庭部門	23	14.5	63%
運輸部門	37	13.3	36%
廃棄物分野（一般廃棄物）	2	0.9	47%

注) 2018 年度・2030 年度の合計欄の数値は、端数処理の関係上、各部門・分野の合計と一致しない。

2018 年度の数値は、環境省「自治体排出量カルテについて」より

7 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

町では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の削減等のための、以下の施策を推進します。特に、区域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進と合わせて、再生可能エネルギー※6等の最大限の導入・活用とともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることを目指します。

併せて、取組内容の情報発信を通して、区域全体で取り組む意識の醸成を図ります。

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

町の地域資源を最大限に活用しつつ、区域内の事業者等の関係主体とも積極的に連携し、再生可能エネルギーの導入と利活用を促進することにより、エネルギーの地産地消や区域内の経済循環の活性化と併せて、災害に強い地域づくりに取り組みます。

ア 再生可能エネルギーの導入促進

自家消費を目的とした再エネ発電設備補助等の導入支援など、太陽エネルギー利用システム等の普及促進に取り組みます。

イ 再生可能エネルギーの利活用促進

バイオマス発電、太陽光発電など、区域で地産地消できるエネルギーの利活用に取り組みます。

<目標として掲げる項目>

指標項目	基準 (2018年度)	目標 (2030年度)
太陽光発電設備設置補助件数	0件	10件 (累計)
FIT※7・FIP※8認定件数、導入容量 (再エネ種別)	60件 10,919kW	70件 17,500kW

(2) 省エネルギー対策の推進

町では再生可能エネルギーの導入を通じて、省エネルギーの取組を推進します。行政・事業者・町民が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。また、省エネ家電への交換等の取組を重点的に実施します。

ア 省エネルギー行動の推進

町全体の温室効果ガス排出量を削減するためには、たとえ小さな取組であっても、できるだけ多くの方が、継続して無理のない範囲で省エネルギー行動に取り組む必要があります。このため町が率先して省エネルギーに配慮した行動を行うとともに、街路灯のLED化や省エネ家電への交換等を通じて、省エネルギー行動を推進します。

イ 環境配慮型建築物の普及促進

町においては、ZEH※9、ZEB※10など、省エネルギー住宅や建築物の導入促進に取り組みます。

<目標として掲げる項目>

指標項目	基準 (2018年度)	目標 (2030年度)
普及啓発イベントの実施・参加者数	0回 0人	年2回 50人
ZEH・省エネリフォーム補助	0件	10件 (累計)

(3) 区域環境の整備

温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や高齢化社会等に対応するため、町では、それぞれの課題に応じた環境負荷の小さなまちづくりを積極的に進めます。

ア 環境負荷の小さい交通・運輸への転換促進

温室効果ガス排出がより少ない電気自動車等への交換や公共交通機関の利用促進等の環境負荷低減に取り組みます。

イ 農業への取り組み

カーボンクレジット^{※11}等の取組を推進し、温室効果ガス発生抑制に取り組みます。

<目標として掲げる項目>

指標項目	基準 (2018年度)	目標 (2030年度)
EV等補助件数	0件	10件 (累計)
カーボンクレジット取組件数	0件	20件 (累計)

(4) 循環型社会の形成

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。

ア 家庭ごみの分別徹底によるごみ減量

家庭ごみの分別徹底を行うことは、可燃ごみの焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にとっても効果的です。古紙、ペットボトル、プラスチック類、ビン、缶など分別の徹底により、ごみの一層の減量と再資源化を図ります。

イ 事業系ごみの分別徹底によるごみ減量

事業所から排出されるごみの分別徹底により、ごみの一層の減量と再資源化を図ります。

ウ 再利用（リユース）の取り組み

まだ使用できる家具等については、廃棄せず再利用の取組を推進します。

<目標として掲げる項目>

指標項目	基準 (2018年度)	目標 (2030年度)
ごみの総排出量	3,780 t	2,960 t
ごみの資源化量	729 t	800 t
一人あたりのごみ排出量	649 g	600 g

8 本計画の実施及び進捗管理等

本計画の実施及び進捗管理等は、以下のとおり実施します。

(1) 実施

「4 推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部局や庁外利害関係者（ステークホルダー※12）との適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

(2) 進捗管理・評価

毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。また、各主体の対策に関する進捗状況、個々の対策・施策の達成状況や課題の評価を実施します。さらに、それらの結果を踏まえて、毎年1回、本計画に基づく施策の実施の状況を公表します。

(3) 見直し

毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。



用語解説

※1 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスであるCO₂やメタン(CH₄)のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。地球温暖化対策推進法では、CO₂、CH₄、一酸化窒素(N₂O)に加えてハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類が区域施策編の対象とする温室効果ガスとして定められています。

※2 パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。

※3 ネット・ゼロ

CO₂を始めとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット(埋め合わせ)することなどにより達成を目指す。

※4 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第8条に基づき、政府が地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画のことです。「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて策定されました。

※5 エネルギー起源二酸化炭素

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出されるCO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分(9割弱)を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務・事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出されるCO₂は、非エネルギー起源CO₂と呼ばれます。

※6 再生可能エネルギー

法律で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

※7 FIT

固定価格買い取り制度。再生可能エネルギーを国が定める固定価格で一定期間、電力会社がい取り取することを国が保証する仕組み。主に再生可能エネルギーの普及を促進するための制度

※8 FIP

再生可能エネルギー発電事業者が卸電力市場などで売電した価格に対し、一定の補助額を上乗せする制度。売電価格が市場価格に連動するため、市場価格が高い時間帯により多くの電力を売電することで収益の最大化を目指すことができます。

※9 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

※10 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

※11 カーボンクレジット

カーボンクレジットとは、再生可能エネルギーの導入やエネルギー効率の良い機器の導入もしくは植林や間伐等の森林管理により実現できた温室効果ガスの排出量の削減・吸収量を、決められた方法に従って定量化（数値化）し、取引可能な形態にしたもののことです。

※12 ステークホルダー

利害関係者。企業者やプロジェクトの活動に直接・間接的に影響を受ける、あるいは影響を与える可能性のあるすべての人や組織のことです。